

南 牧 村 簡 易 水 道 事 業 經 営 戦 略

計画期間 2021（令和3）年度 ～ 2030（令和12）年度

2021（令和3）年3月
南牧村 産業建設課 水道係

目 次

1.	事業概要	2
(1)	事業の現況	2
(2)	これまでの主な経営健全化の取組	7
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	8
2.	将来の事業環境	13
(1)	給水人口の予測	13
(2)	水需要の予測	13
(3)	料金収入の見通し	14
(4)	施設の見通し	15
(5)	組織の見通し	17
3.	経営の基本方針	18
4.	投資・財政計画（収支計画）	19
(1)	投資・財政計画（収支計画）	19
(2)	投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	19
(3)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	22
5.	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	23
別紙	様式第2号 投資・財政計画（収支計画）	24
別紙	経営比較分析表	26

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供給開始年度	昭和 31 年度
法適（全部適用・一部適用）・非適の区分	非適 ※令和 5 年 4 月 1 日法適（一部適用）を予定
計画給水人口	4,070 人
現在給水人口	3,245 人
有収水量密度	220.97 千 m ³ /ha

② 施設

水源	地下水、表流水、伏流水
施設数	浄水場設置数 1 箇所 配水池設置数 10 箇所 管路延長 85,745m
施設能力	2,620 m ³ /日
施設利用率	79.5%

配水池等施設位置図

水道施設は、水源ごとにそれぞれの配水池に水が送られ、浄水施設で浄水処理した水を各配水池から村内に供給しています。水源を 10 系統確保しているため、更新や非常時などで一つの水源が停止した場合でも継続して水を供給できる体制になっています。



水道施設



配水池外観



着水井



滅菌設備



配水池水槽部

主要施設一覧

No	地区名	主要施設名	No	地区名	主要施設名
1	海尻	所沢水源	43	平沢	平沢第1水源第1集水井
2	海尻	所沢水源集水井	44	平沢	平沢第1水源第2集水井
3	海尻	所沢第1接合井	45	平沢	平沢第1接合井
4	海尻	所沢第2接合井	46	平沢	平沢第1配水場
5	海尻	奈良井着水井	47	平沢	平沢第1着水井
6	海尻	奈良井配水池	48	平沢	平沢第1配水池
7	海ノ口外五地区	西原水源	49	平沢	平沢調整槽
8	海ノ口外五地区	西原水源集水井	50	平沢	平沢第2水源
9	海ノ口外五地区	市場着水井	51	平沢	平沢第2水源深井戸
10	海ノ口外五地区	市場配水池	52	平沢	平沢第2水源取水ポンプ室
11	海ノ口外五地区	高見沢第1水源	53	平沢	平沢第2配水場
12	海ノ口外五地区	高見沢第1水源集水井	54	平沢	平沢第2着水井
13	海ノ口外五地区	高見沢第2水源	55	平沢	平沢第2配水池
14	海ノ口外五地区	高見沢第2水源集水井	56	平沢	平沢開拓ポンプ場
15	海ノ口外五地区	高見沢接合井	57	平沢	平沢開拓ポンプ室
16	海ノ口外五地区	高見沢着水井	58	平沢	飯盛山送水ポンプ室
17	海ノ口外五地区	高見沢配水池	59	平沢	平沢第1減圧弁
18	海ノ口外五地区	海ノ口第1減圧槽	60	平沢	平沢第2減圧弁
19	海ノ口外五地区	海ノ口第2減圧槽	61	平沢	平沢第3減圧弁
20	海ノ口外五地区	海ノ口第1減圧弁	62	平沢	平沢第4減圧弁
21	海ノ口外五地区	海ノ口第2減圧弁	63	平沢	平沢第5減圧弁
22	海ノ口外五地区	海ノ口第3減圧弁	64	板野	板橋水源
23	海ノ口外五地区	男山第1水源	65	板野	板橋水源取水井
24	海ノ口外五地区	男山第1水源集水井	66	板野	板橋第1接合井
25	海ノ口外五地区	男山第2水源	67	板野	板橋第2接合井
26	海ノ口外五地区	男山第2水源集水井	68	板野	板橋着水井
27	海ノ口外五地区	男山第3水源	69	板野	板橋配水池
28	海ノ口外五地区	男山第3水源集水井	70	板野	板橋着水井
29	海ノ口外五地区	男山第1接合井	71	板野	板橋減圧槽
30	海ノ口外五地区	男山第2接合井	72	板野	野辺山第1水源
31	海ノ口外五地区	広瀬着水井	73	板野	野辺山第1水源導水ポンプ室
32	海ノ口外五地区	広瀬配水池	74	板野	野辺山減圧槽
33	海ノ口外五地区	広瀬配水池水位調整槽(旧広瀬配水池)	75	板野	野辺山第1配水池
34	海ノ口外五地区	広瀬配水池水位調整槽(着水井)	76	板野	野辺山第2水源
35	海ノ口外五地区	広瀬配水池水位調整槽(配水池)	77	板野	野辺山第2水源深井戸
36	海ノ口外五地区	広瀬第1減圧槽	78	板野	野辺山第2着水井
37	海ノ口外五地区	広瀬第2減圧槽	79	板野	野辺山第2配水池
38	海ノ口外五地区	広瀬減圧弁	80	板野	野辺山第3水源
39	海ノ口外五地区	西手原水源	81	板野	野辺山第3水源深井戸
40	海ノ口外五地区	西手原水源深井戸	82	板野	野辺山第3水源取水室
41	海ノ口外五地区	西手原配水池			
42	海ノ口外五地区	西手原減圧槽			

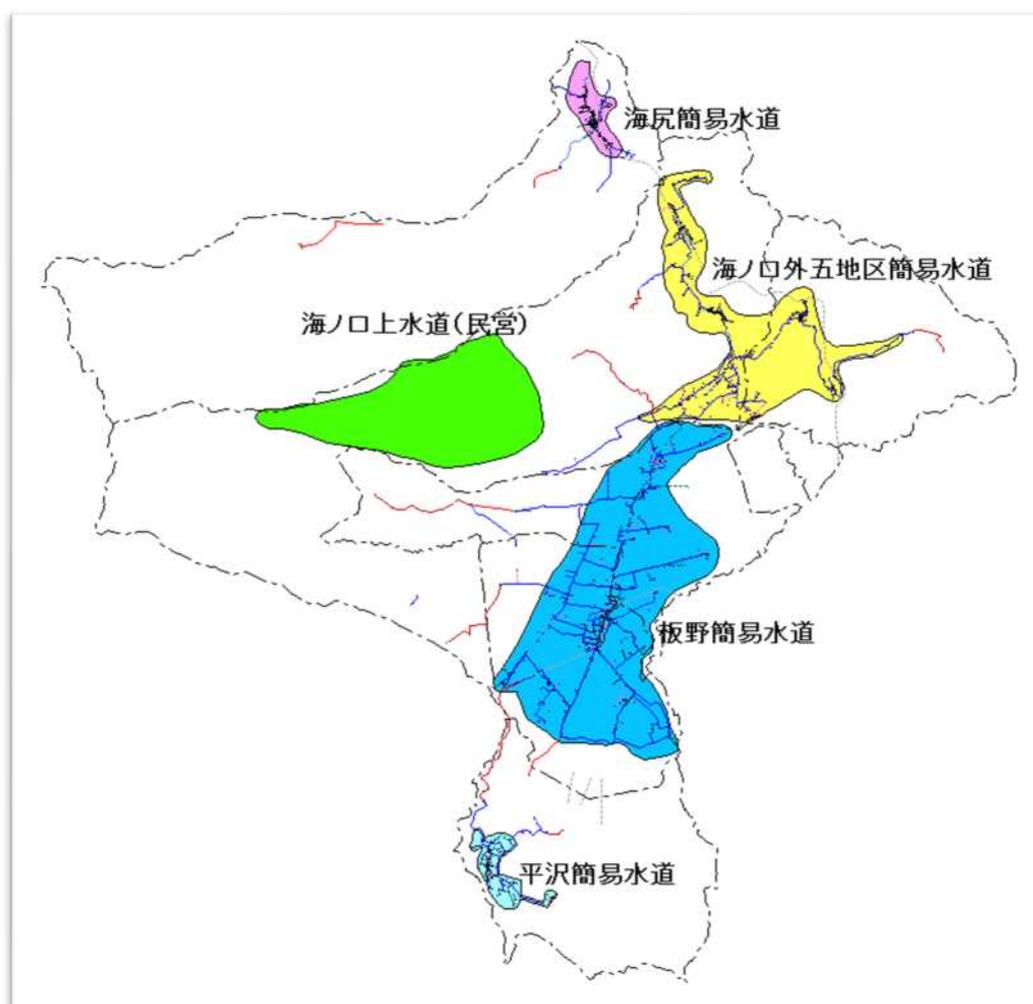
管路の現況

管路はそれぞれの役割によって分類されており、取水施設で取水された原水を浄水施設まで導く導水管、浄水場から配水池まで送水する送水管、浄水を輸送、分配、供給する配水管があります。管路の総延長は85.7kmで、各管路の延長については、次のとおりです。

導水管延長	5,563m
送水管延長	1,758m
配水管延長	78,424m
管路総延長	85,745m

布設の状況は下図のようになっています。

管路図



③ 料金 ※令和 3 (2021) 年 3 月末時点

料金は、固定料金と従量料金を組み合わせた体系を採用しています。固定料金は口径別に設定し、従量料金は給水量が 8 m³を超える場合に給水量に対して逡増する単価を設定している。

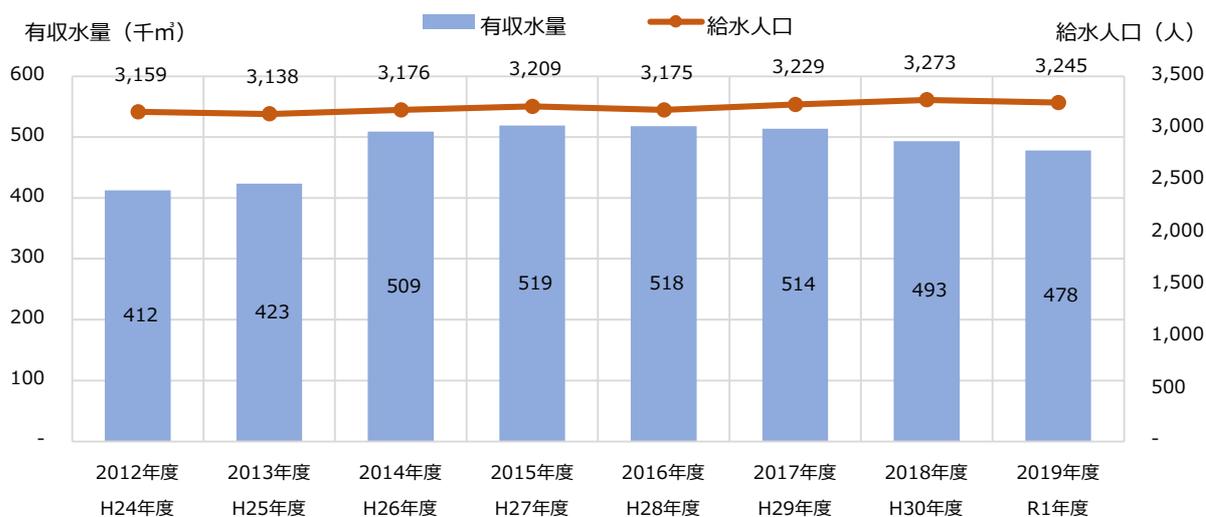
料金体系

口径	基本料 (税込)	メーター使用料 (税込)	超過料金 8 m ³ 超 1 m ³ あたり	
			使用量	単価
13mm	891 円	215 円	9 m ³ ~ 20 m ³	126 円/m ³
20mm	1,235 円	275 円		
25mm	2,178 円	330 円	21 m ³ ~ 100 m ³	137 円/m ³
30mm	4,043 円	467 円		
40mm	7,217 円	671 円	101 m ³ ~	148 円/m ³
50mm	12,235 円	1,001 円		
75mm 以上	28,746 円	1,633 円		

料金改定年月日 令和元 (2019) 年 10 月 1 日

④ 水需要の状況

多くの団体では人口の減少に伴い水需要も減少しているケースが多いですが、南牧村では平成 24 年から令和元 (2019) 年にかけて約 3 % の給水人口が増加しており有収水量の大きな減少はありませんでした。しかし節水型の家庭用機器の普及などもあり、有収水量は平成 27 年度をピークに減少傾向にあります。給水人口も令和元年度には減少に転じており、今後も同様の傾向が続けば水需要も減少が続くことが見込まれます。

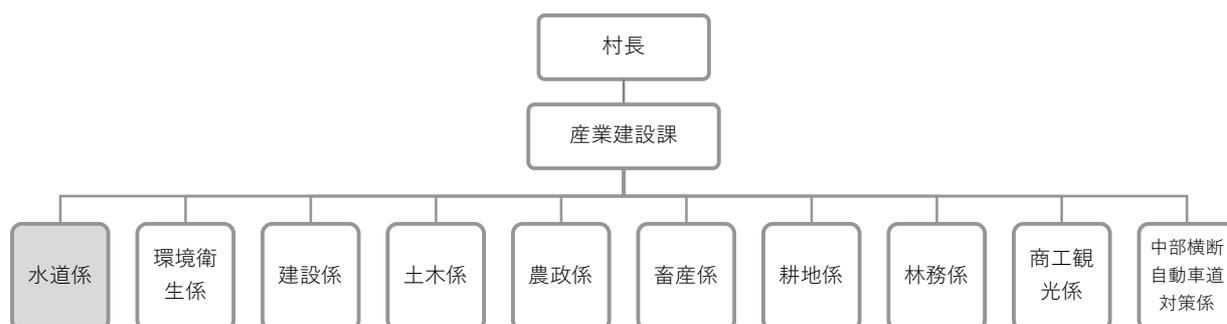


⑤ 組織

簡易水道事業は産業建設課水道係が所管しています。

産業建設課の職員は11名で、うち1名が簡易水道事業を担当しています。簡易水道事業の担当者は産業建設課の他の業務も兼務しています。

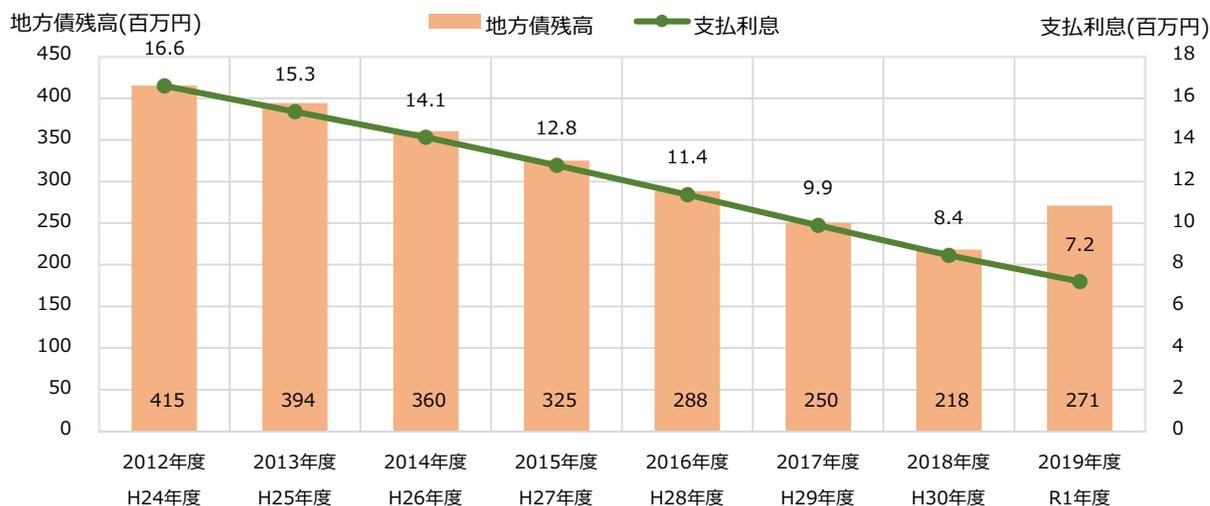
また、一部の業務を外部へ委託しています。水源施設の保守管理業務は南牧村振興公社へ、水質検査業務は佐久圏域水道水質検査協議会へ、検針業務は民間へ委託しています。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 借入利子の負担軽減

新規の起債をできるだけ行わずに、地方債の償還を進め支払利息の削減をしてきました。利息の支払額は平成24年度の16.6百万円から、年々減少し令和元(2019)年度は7.2百万円となっています。



② 利用量の増加

保育料の無償化や福祉医療制度の拡充により村人口の増加を目指すことで水道利用量の増加を図ってきました。

③ 料金増大策

料金滞納を防止するために、納期限が経過した場合は速やかに利用者への連絡や訪問により督促をおこない確実な徴収に努めてきました。

④ 経営合理化

平成 28 年度には、4 つの簡易水道事業（海尻簡易水道事業、海ノ口外五地区簡易水道事業、板野簡易水道事業及び平沢簡易水道事業）を南牧村営簡易水道事業として一つに経営統合することにより業務の重複をなくすことで効率化を図り、間接経費を削減してきました。

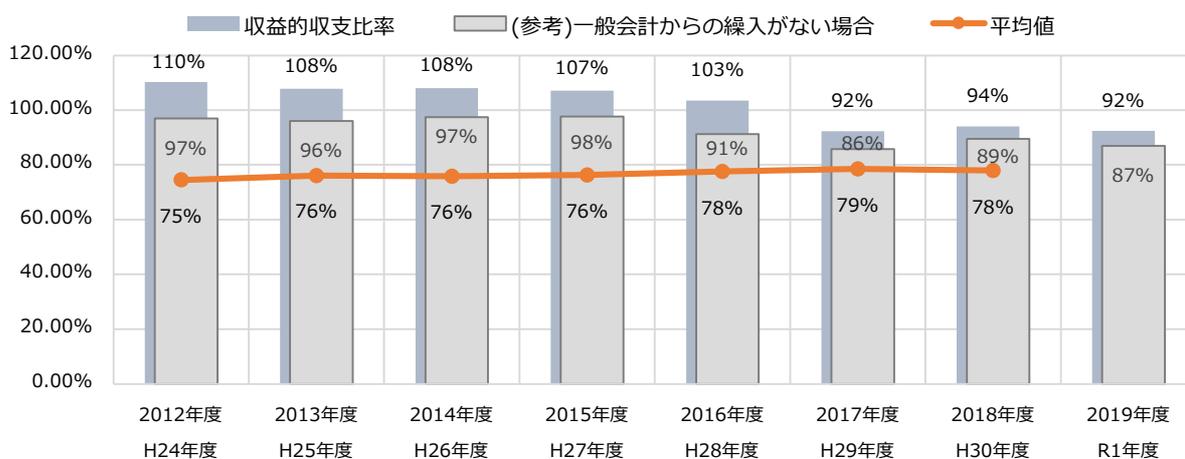
また、担当職員は最低限の 1 名としており人件費の抑制に努めてきました。

（3） 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、末尾別紙参照

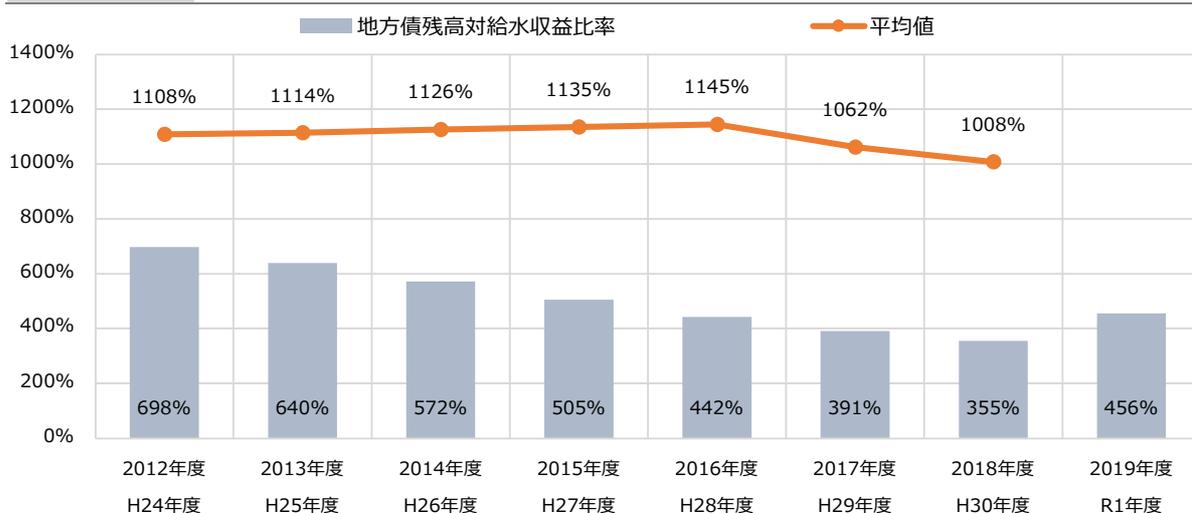
① 収益的収支比率について

算出式：	「総収益÷（総費用＋地方債償還金）×100」
指標の意味：	当該指標は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益によって総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上となっていれば単年度の収支が黒字であることを示しています。
実績の説明：	平成 28 年度までは 100%を超えていましたが、平成 29 年度以降は 90%台に下落しています。100%未満であり収益的収支が支出超過（赤字）であることを示しています。また、一般会計からの繰入金がなかった場合の収益的収支比率は 100%未満で推移しています。これは、簡易水道事業の料金収入等の事業収益から運営に必要な費用の全額を回収できておらず、不足する財源を一般会計繰入金などによって補填して事業を運営している状況といえます。



② 地方債残高対給水収益比率について

算出式：	「地方債現在残高÷給水収益×100」
指標の説明：	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。一般的な数値基準はありませんが、財政的な観点からは低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	南牧村の地方債残高対給水収益比率は令和元（2019）年度では456%（4.5倍）となっており、仮に料金収入すべてを地方債の償還に充てた場合、完済までには約5年を要することになります。類似規模団体の平均と比べても少ない水準で推移しています。



③ 給水原価について

算出式：	「(総費用(受託工事費除く) + 地方債償還金) ÷ 年間総有収水量」
指標の説明：	有収水量 1 m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。一般的な数値基準はありませんが、財政的な観点からは低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	南牧村の給水原価は類似規模団体の平均より低い水準で推移しています。今後は、老朽化した施設や管路の更新により資本費が増加していくことが予想されます。



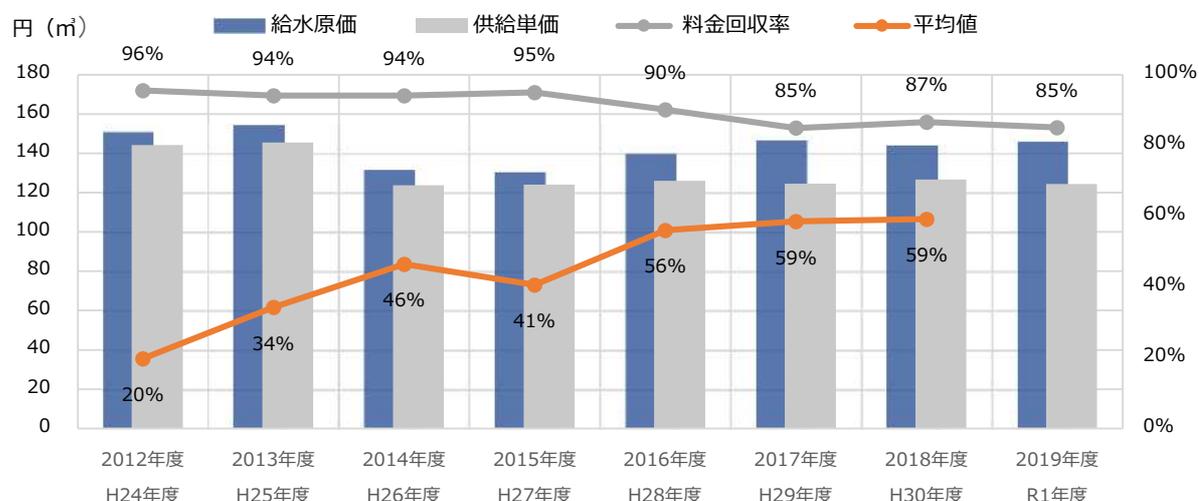
④ 有収率について

算出式：	「年間総有収水量÷年間総排水量×100」
指標の説明：	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。当指標は、高い方が望ましく、100%に近いほど施設の稼働状況が効率的に収益に反映されることとなります。数値が低い場合は、漏水やメーター不感等が発生していることが考えられます。
実績の説明：	南牧村の有収率は類似規模団体の平均値を下回り60%台後半で推移しています。給水量のうち40%近くが収入に結び付いていないこととなります。



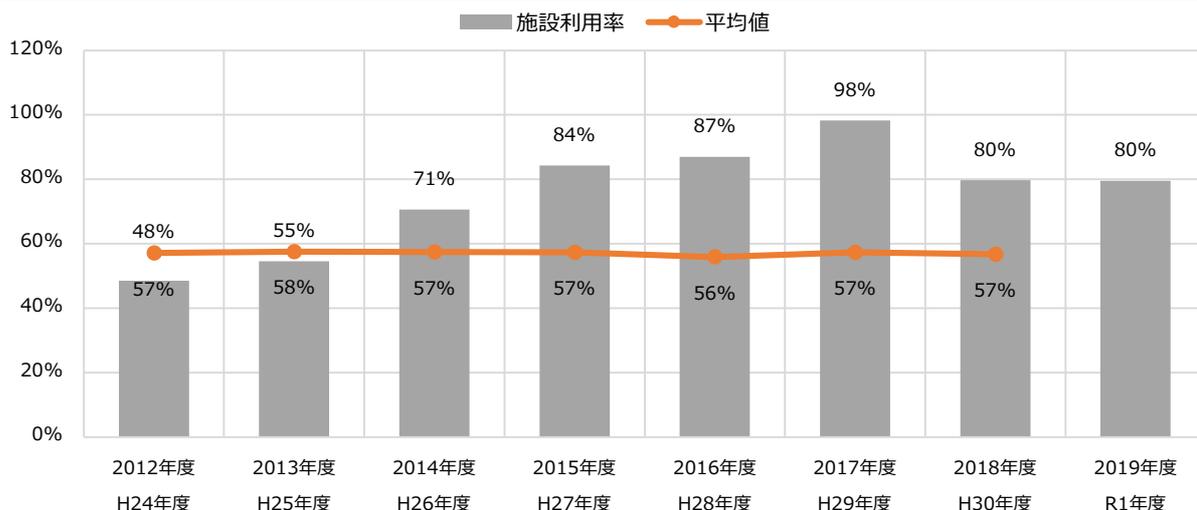
⑤ 料金回収率について

算出式：	「供給単価÷給水原価×100」
指標の説明：	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味し、適切な料金収入の確保が求められます。
実績の説明：	南牧村の料金回収率は類似規模団体の平均値を上回っているものの、100%を下回っており現在の料金水準では給水原価を回収できていません。



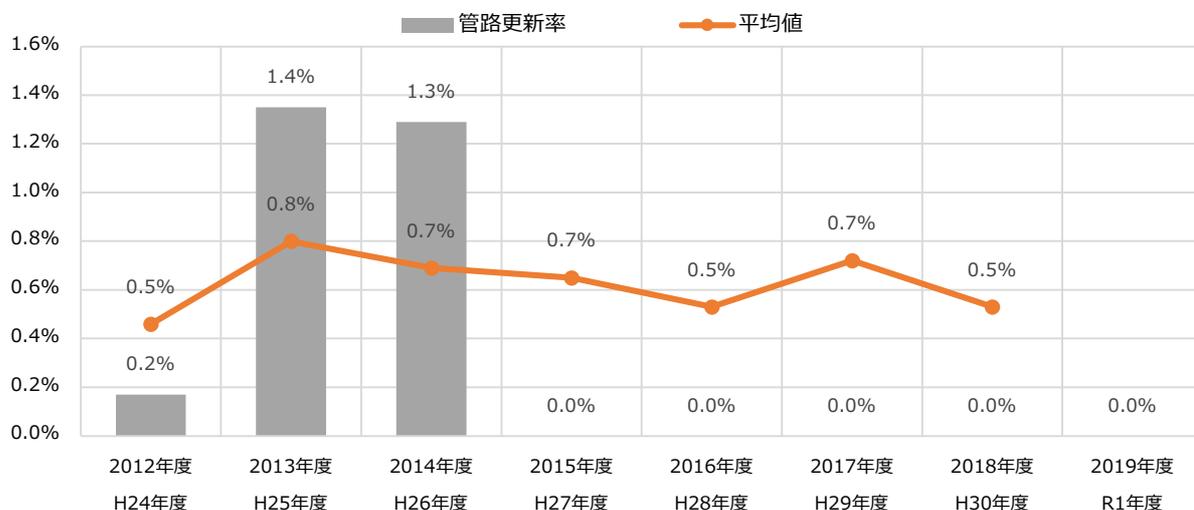
⑥ 施設利用率について

算出式：	「一日平均配水量÷一日配水能力×100」
指標の説明：	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。この指標は一般的には高い数値であることが望まれ、低すぎると水需要に対し施設規模が過大になっている可能性があります。
実績の説明：	南牧村の施設利用率は類似規模団体の平均値に比べると高い水準にあります。有収率が低く収益に結びついていない配水量が多いためです。平成29年度に増加している理由は漏水事故により水量が増加したためです。



⑦ 管路更新率について

算出式：	「当年度に更新した管路延長÷管路延長×100」
指標の説明：	当該年度に更新した管路延長の割合を表し、管路の更新ペースや状況を把握できる指標です。
実績の説明：	南牧村の管路更新率は平成27年度以降0（ゼロ）%で推移しており、管路の更新が行われていなかったことを意味しますが、これは、平成元年度頃から数年をかけて大規模な管路の更新を行っているため、その後に更新が必要になるほどに老朽化した管路がなかったためです。



⑧ 総括

収益性や財務安定性の指標は、類似規模団体と比較すると良好な水準にあります。しかし、収益的収支比率は100%を下回り収益的収支は赤字の状態にあります。給水原価は類似規模団体と比較すると低い水準に抑えられているものの料金回収率は100%を下回っており、給水原価を料金収入で回収できていません。

独立採算制及び受益者負担の原則を前提とすれば、水道事業を永続させるためには安定的に黒字を維持できる収益構造を整えることが必要であり、できるだけ早期に収益的収支比率や料金回収率を100%以上に改善することが求められます。

施設の指標では、管路更新率は0（ゼロ）%であり更新が行われていません。現時点では老朽化した管路は発生していませんが、管路の法定耐用年数は40年であり、前回の更新から30年程度を経過していることから近い将来に大量の管路が更新時期を迎えることになります。一時期に集中して多額の財政負担が生じることが想定されますので将来の管路の更新に備えて計画的な財源の確保が課題になります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所が公表している 2018 年度版人口推計(以下、「社人研推計」と整合を図るように給水区域内人口の変動を予測しています。

南牧村の人口は、令和元(2019)年度末で3,271人です。社人研推計では、2020年度に3,184人、2030年度に2,724人、2040年度では2,328人まで減少すると推計しています。

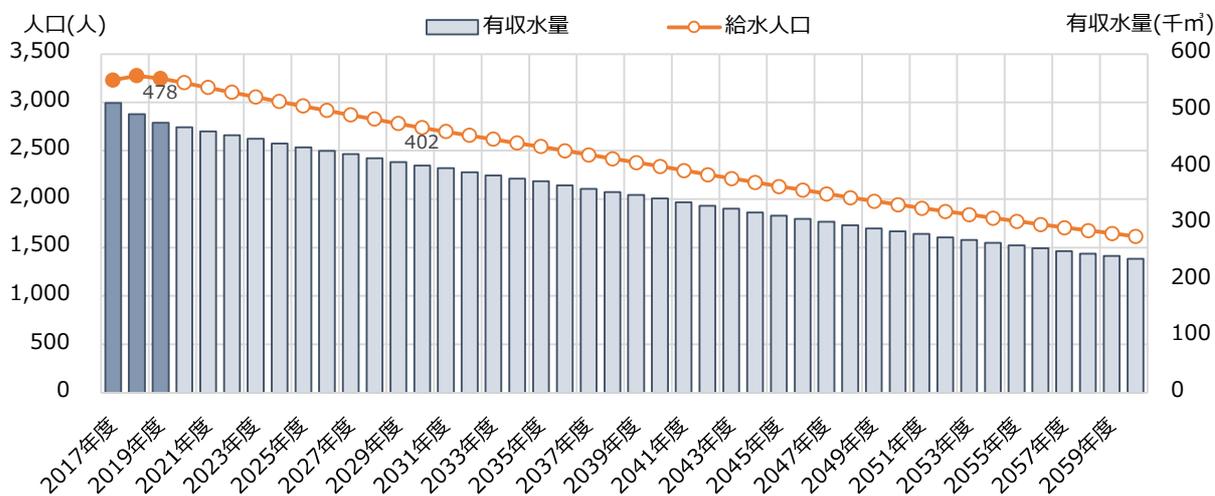
南牧村の水道事業の給水人口も、社人研推計による人口の減少率と同率で減少すると想定しています。給水普及率は、2019年度時点ではほぼ100%であり、将来も同水準で推移すると想定としています。2019年度の給水人口は3,245人ですが、2030年度には2,738人まで減少することが見込まれます。



(2) 水需要の予測

有収水量の予測については、給水人口の減少に伴い、水需要についても減少傾向が続くと想定しました。

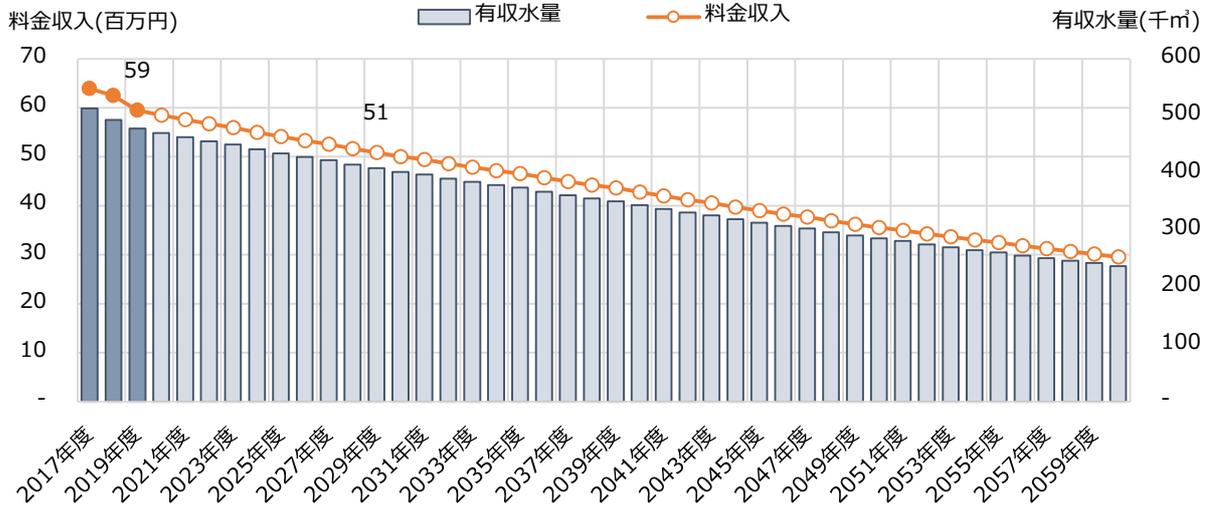
令和元(2019)年度の有収水量は478千 m^3 ですが、2030年度には402千 m^3 まで減少することが見込まれます。



(3) 料金収入の見通し

料金収入の予測は、契約戸数の予測及び有収水量の予測をもとに試算しています。基本料金及び超過料金は改定せずに現状の水準が継続する場合の試算です。

その結果、令和元(2019)年度の料金収入は 59 百万円であるところ、計画期間終了時点の2030 年度では 51 百万円まで減少すると予測しています。



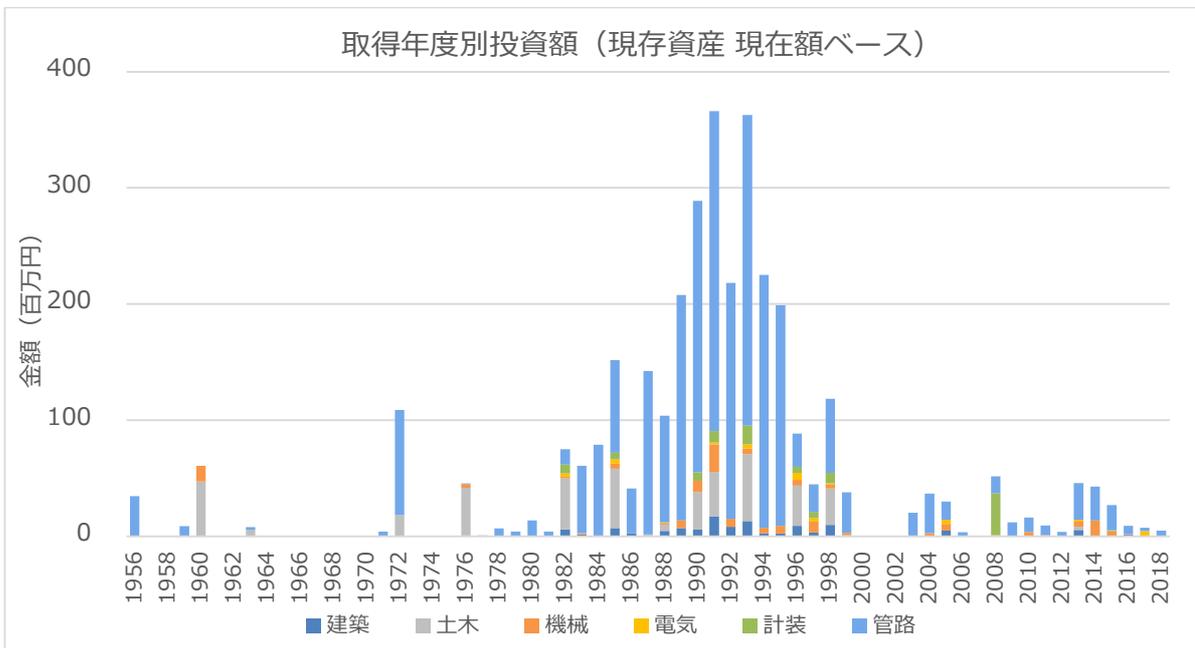
(4) 施設の見通し

① 施設・設備、管路の建設年度別の投資額

下図は現存する水道施設の整備に要した事業費の額を現在の価値に換算して、年度別にグラフ化したものです。

1990年前後に投資のピークがあり、この時期に管路の大規模更新を行っています。近い将来この時期に更新した管路の更新時期が短期間で集中して到来することになるため、更新投資のための財政的な負担や業務負荷は大きく、その対策が必要になります。

財政負担と業務量の集中を避けるためには、実際の使用可能年数に即した更新基準を設定したうえで、更新時期の平準化を図り、更新にあたってはダウンサイジングやスペックダウンなどにより投資規模を抑制することが求められます。



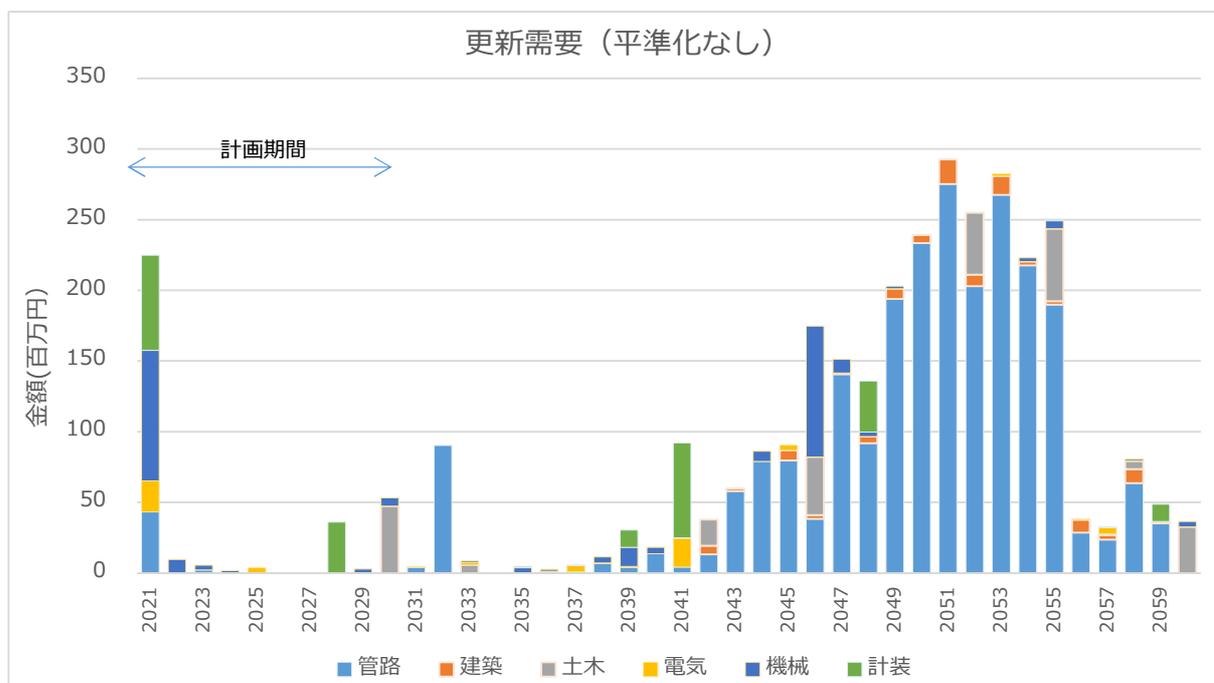
② 設備・管路の更新需要額

設備や管路は地方公営企業法施行規則により法定耐用年数が決められていますが、実際の更新年数は、使用年数や劣化状況に応じて点検・修繕を実施することにより、法定耐用年数を超えていることが多いことが（公社）日本水道協会、（公財）水道技術研究センター、関西水道事業研究会における調査事例で報告されています。

本計画においては、更新基準は当該調査結果を参考に決定し、調査結果がない資産は法定耐用年数の概ね 1.5 倍を更新基準として更新需要の額を試算しました。

分類	代表的な法定耐用年数	調査事例	更新基準
建築	38 年	－	60 年
土木	30～60 年	73.0 年	70 年
機械	15 年	24.8 年	25 年
電気	15 年	－	20 年
計装	15 年	20.4 年	20 年
管路	40 年	59.3 年	60 年

更新基準に基づいて試算した更新需要では 2050 年度頃にピークがあり、最大で年間 3 億円近くの更新が必要になる見込みです。また、2020 年度時点で既に更新基準を超えている設備がありこれらは 2021 年度の更新需要として表示しています。当面はこれらの設備について老朽化の程度に応じて計画的に更新を行う必要があります。これらの設備の更新需要の額は 2 億円を超えており、その財源の確保が課題となります。



③ 耐震化の状況

耐震化については、全施設で耐震診断は未実施となっています。管路についても管路の耐震化は進んでいません。

今後、施設の耐震診断を進めるとともに耐震化を図る必要があります。また管路についても耐震性能を高める必要があるため、早期に被害予測調査等を実施し、管路の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

(5) 組織の見通し

現在、職員は簡易水道事業以外の業務も兼務をしており、また、施設維持管理業務や検針業務、水質検査の民間委託により効率的な運営を図ってきました。

災害等の緊急時の対応やノウハウの承継を考えると増員が望まれますが、当面は現状の体制を維持する予定です。

3. 経営の基本方針

南牧村簡易水道事業では良質な水を安定して供給するため、水源の確保や施設の適正な維持管理、災害時の対策を進めることを基本方針として、「新水道ビジョン」（平成 25 年 3 月厚生労働省健康局）が示す「安全」、「強靱」、「持続」の観点から、将来環境の変化にも的確に対応できる経営を目指します。

安 全	水資源の保全に向けた取り組みの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水資源の公共性を踏まえ、美しいむらづくり条例に基づき水源周辺の取水施設の設置を制限するとともに、県と連携し、必要に応じて水資源保全地域の指定を進め、指定地域における土地取引に対する適切な指導・監視を推進します。
強 靱	施設・設備の適正な維持管理
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アセットマネジメント計画を策定し、順次機器更新を行うなど、上水道施設・設備の適正な維持管理及び耐震化を推進し、良質な水の安定供給を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 点検・修繕を計画的に行い、ライフサイクルコストを勘案した上で長寿命化を図りつつ、老朽化した施設を計画的に更新します。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管路の耐震化計画を策定し、災害時の被害の大きさなどの優先度に応じて耐震化を進めます。 ➤ 災害時を想定し、水道施設での応急給水や応急復旧用資機材の確保に努めます。
持 続	適正な事業の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 財政計画に基づき、適切な財源の確保を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事務の効率化や料金徴収の徹底など、適正な事業運営を推進します。 ➤ 計画的に配水管を更新するとともに漏水調査などにより発見された漏水箇所の修理を行い有収率の向上に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1） 投資・財政計画（収支計画）

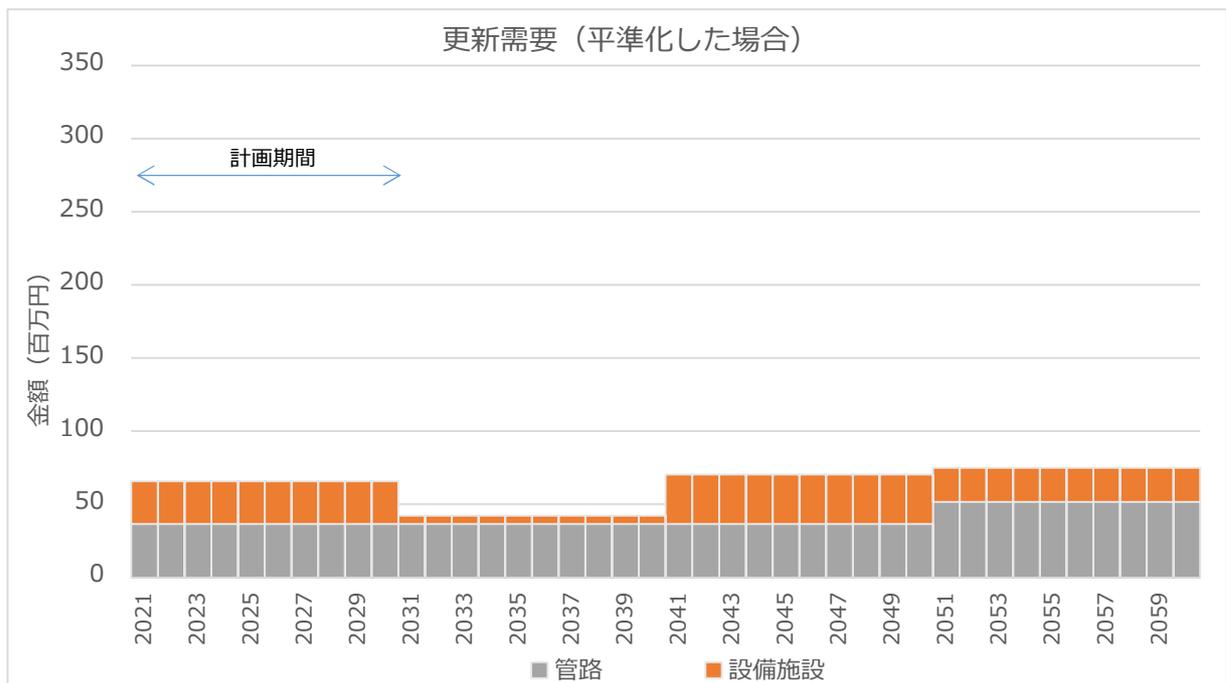
投資・財政計画（収支計画）は、末尾別紙様式第2号参照

（2） 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

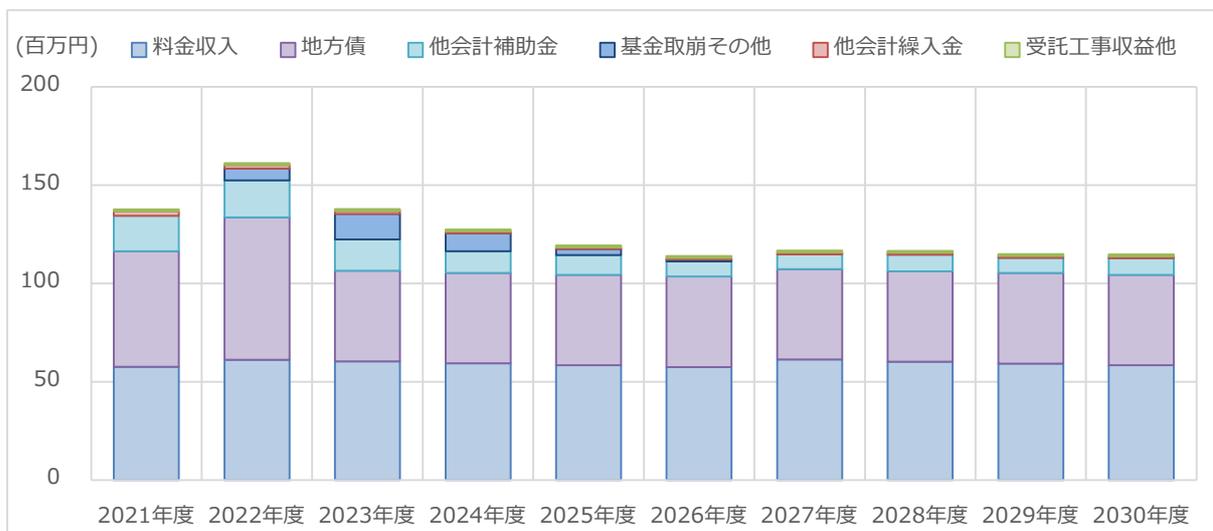
将来40年間の更新需要の見通しを踏まえて、今後10年間の実施計画を検討しました。

各年度の更新費用は、財政負担や業務量の一時的な急増を避けるために更新需要を10年で平準化した金額としています。



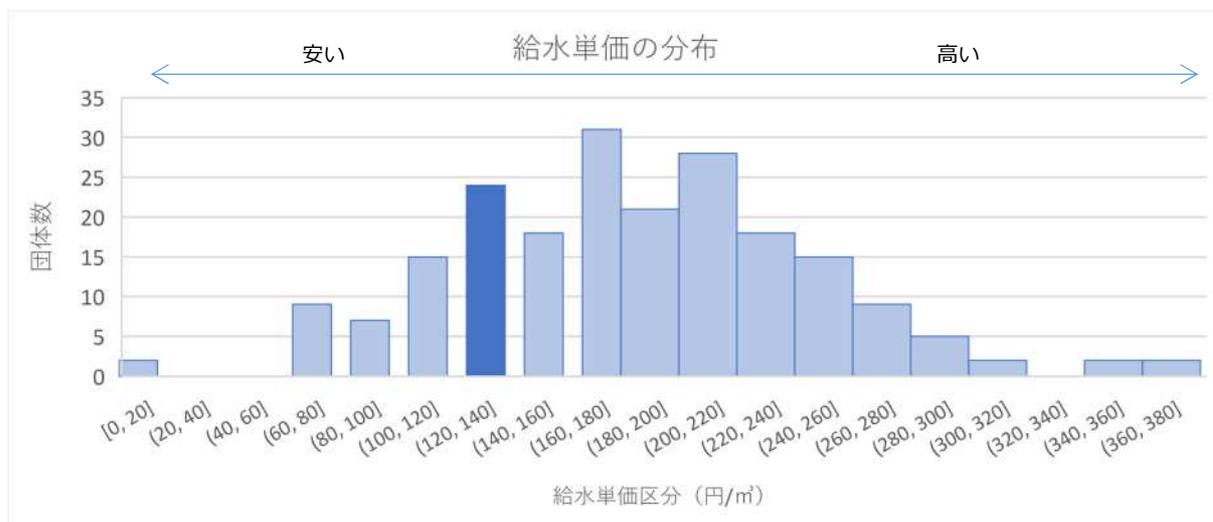
② 収支計画のうち財源についての説明

建設改良費の財源は、計画期間内においては料金収入や基金取崩の自己財源及び地方債や一般会計繰入金を組み合わせる確保をする想定としています。



ア 料金収入

南牧村の令和元(2019)年度の料金単価は 124 円/m³であり、類似規模団体の平均値 181 円/m³（総務省提供の平成 30 年度の経営比較分析表データ）に比べ 30%程度安価となっています。また、安価な方から数えて上位 20%に入っています。



電気・計装設備等の老朽化による更新や修繕が必要になってきており、加えて将来の管路の更新のための財源を確保していく必要があります。これらに備えて、あるべき水道水準の検討が必要な状況です。

但し、令和元(2019)年度に消費税率の改正に伴い料金を改定したところであり、また、令和5(2023)年度までに地方公営企業法の適用が求められており、これによって民間企業と同様の公営企業会計基準が導入されます。公営企業会計の導入によってストック情報や固定資産の減価償却費の情報が得られ、あるべき料金水準の検討が行いやすくなります。

そのため、実際の検討は令和 5 年以降に行うこととしますが、財政収支の計画策定に当たっては暫定的に料金改定をしたものとして策定しています。8%程度の改定を2回行う必要がある見込みとなっています。

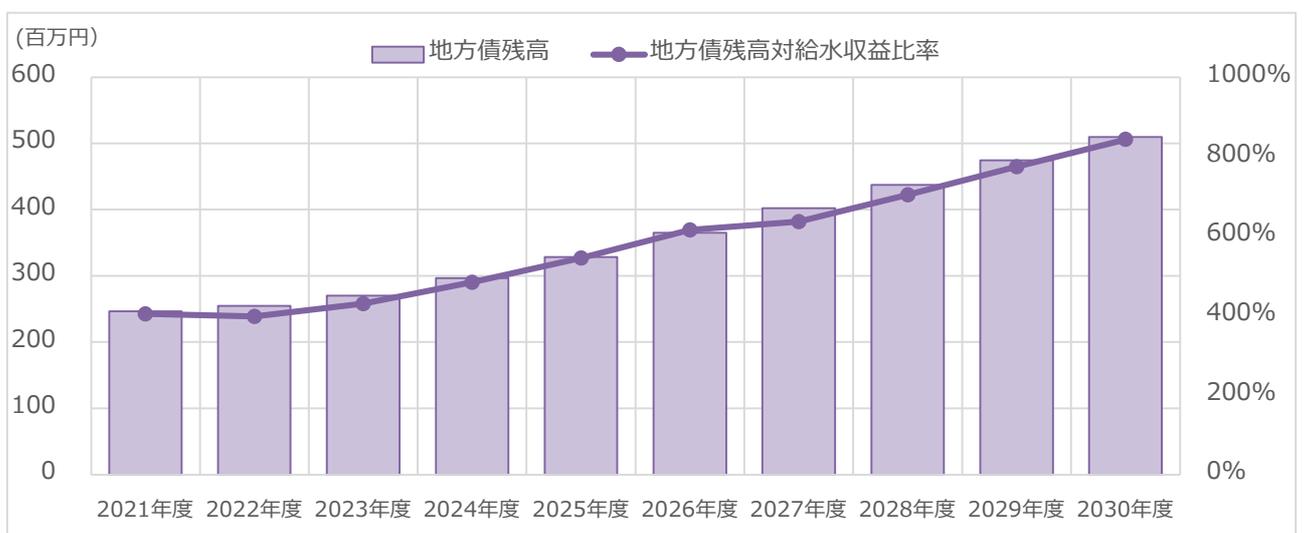
イ 国県補助金

計画期間内では、補助対象となる事業の予定がないため、国県補助金は見込んでいません。

ウ 地方債

計画期間内では、建設改良費に対して70%の割合で起債をする想定としています。その他にも地方公営企業へ移行するための諸費用の財源として地方債を想定しています。

これによって令和元(2019)年度末の地方債残高約2.7億円が2030年度末には約5億円になる見込みです。



エ 他会計繰入金

地方債の元利償還財源として、一般会計で負担が認められている額(基準内繰入金)を予定しています。

オ 基金取崩

上記ア～エまでの施策によっても不足する財源は、基金の取り崩しにより補てんします。

計画期間内に約3,200万円を取り崩す想定としています。2030年度末の基金残高は3.6億円になる見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 支払利息

令和元(2019)年度末時点の地方債に対する支払予定額及び 2020 年度以降の起債額に対する利息支払を見込んでいます。新発債に係る利息の計算条件は、近年の実績を加味して、起債の目的ごとに元利金等償還の償還期間 30 年（うち据置 5 年）・利率 0.6%、又は償還期間 10 年（うち据置 2 年）・利率 0.5%としました。

イ 人件費

現状の体制を続けることを想定して一定としています。

ウ その他

直近 3 期の平均を採用しています。動力費などの給水量に影響を受ける項目は給水量の変化を反映させています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

ア 耐震化の推進

水道施設全体の耐震化率の向上を目指します。

耐震診断を行い、更新時期が到来した管路から順次耐震管に布設替えを行うとともに、優先度の高い施設についても耐震化を図り中長期的に施設全体の耐震化を目指します。

イ 災害に備えた応急給水の準備

応急給水のための資機材をあらかじめ準備し、被災した場合の応急給水を円滑に実施するための体制を構築します。

ウ 2次水源の確保

新たな水源の確保を検討します。水源の確保によって湯水や災害時にも最低限の水の供給を確実にできる環境を目指します。

エ 再生可能エネルギーや省エネルギー対策機器等の導入促進

再生可能エネルギーとしての小水力発電、太陽光発電、バイオマス発電、地熱発電等の導入可能性を検討します。また、省エネルギーの高効率機器、ポンプのインバータ制御、ピークカット用蓄電池等の導入を検討します。

オ 施設・設備の更新及び統廃合（ダウンサイジング）の検討

各種施設・設備は、更新基準年度を経過したものから、順次更新していきます。但し、更新基準を経過した施設・設備の更新需要見込額は 2 億円を超えており、対象設備の緊急度・重要度に応じて順次更新を行います。

尚、施設の更新を計画する場合は、将来の水需要の動向を考慮し、同一の規模・能力の施設の必要性を勘案して、建設費のみならず維持管理経費を削減する余地がないか検討します。

カ アセットマネジメントの実施

技術的な知見に基づいた現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価した中長期の更新需要の見通しを検討するとともに財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保策を検討し、水道事業の継続を担保するための更新計画を策定します。

② 財源についての検討状況等

ア あるべき料金水準の検討

今後、人口減少により料金収入は減少することが見込まれ、一方で、管路・施設の更新に要する費用は多額になることが見込まれています。

将来も安定的に安心・安全な水道水を供給するために、施設設備の改築・更新の財源の確保が最も大きな課題です。受益者負担の原則に立ち、必要な負担について理解を得るための適切な情報提供に努め、あるべき料金水準のあり方について検討を進めます。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

ア 公営企業会計の導入

公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を的確に把握することができ、また、適切な原価計算に基づく料金水準の検討が可能になります。これらを踏まえて中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいきます。

イ 周辺自治体との広域化

広域化・広域連携の推進や将来的な水道のあり方等に関して検討を行うため、「水道事業広域連携推進協議会」が長野県により設立されました。この協議会への参加をすることで周辺自治体との広域化について検討をしています。引き続き、実現可能性や費用対効果を踏まえて広域化の可能性を模索してきます。

ウ 情報通信技術の活用

現在、水道メーターの検針は委託していますが、スマートメーターの導入により検針業務を自動化することで委託費削減の余地がないか検討します。また、スマートメーター導入による漏水の早期発見や水道使用量の見える化等、水道使用量データの活用可能性も検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

投資・財政計画(収支計画)

区 分		年 度		R1	R2	本年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
		前々年度	前年度	前年度	令和3年度										
		(決算)	(決算)	(見込)	2021年度										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	64,568	62,455	60,910	64,019	62,756	61,296	60,239	59,310	63,168	62,127	61,255	60,422		
	(1) 営 業 収 益 (B)	60,654	59,402	58,487	62,128	61,346	60,253	59,325	58,417	62,227	61,121	60,183	59,266		
	ア 料 金 収 入	59,484	58,516	57,601	61,242	60,460	59,367	58,439	57,531	61,341	60,235	59,297	58,380		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	1,170	886	886	886	886	886	886	886	886	886	886	886		
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	3,914	3,053	2,424	1,891	1,410	1,044	914	893	941	1,006	1,072	1,156		
	ア 他 会 計 繰 入 金	3,858	2,993	2,363	1,831	1,350	983	854	833	881	946	1,012	1,096		
	イ そ の 他	56	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
	2 総 費 用 (D)	36,464	47,598	49,706	62,086	40,502	39,085	33,388	33,236	33,242	33,246	33,272	33,335		
	(1) 営 業 費 用	26,901	38,628	41,994	55,439	34,817	34,133	28,695	28,584	28,494	28,369	28,263	28,159		
	ア 職 員 給 与 費	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118		
	イ そ の 他	22,783	34,510	37,876	51,321	30,699	30,015	24,577	24,466	24,376	24,251	24,145	24,041		
	(2) 営 業 外 費 用	9,563	8,970	7,712	6,647	5,685	4,952	4,693	4,652	4,748	4,877	5,009	5,176		
	ア 支 払 利 息	7,197	5,985	4,727	3,662	2,700	1,967	1,707	1,666	1,762	1,891	2,024	2,191		
	イ そ の 他	2,366	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	28,104	14,856	11,204	1,933	22,254	22,211	26,851	26,075	29,927	28,881	27,983	27,086			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	104,714	26,643	76,796	97,217	74,983	66,063	59,016	54,662	53,481	54,397	53,626	54,379		
	(1) 地 方 債	86,300	9,300	58,800	72,400	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000		
	イ そ の 他														
	(2) 他 会 計 補 助 金	16,716	17,343	17,996	18,817	15,983	11,063	10,016	7,662	7,481	8,397	7,626	8,379		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他	1,698			6,000	13,000	9,000	3,000	1,000						
	2 資 本 的 支 出 (G)	134,913	34,686	101,766	103,408	97,739	87,899	85,807	81,098	80,735	82,568	81,027	82,532		
	(1) 建 設 改 良 費	101,482		65,774	65,774	65,774	65,774	65,774	65,774	65,774	65,774	65,774	65,774		
	イ そ の 他														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	33,431	34,686	35,992	37,634	31,965	22,125	20,033	15,324	14,961	16,794	15,253	16,758		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 30,199	△ 8,043	△ 24,970	△ 6,191	△ 22,757	△ 21,837	△ 26,790	△ 26,436	△ 27,255	△ 28,171	△ 27,400	△ 28,153			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 2,095	6,813	△ 13,766	△ 4,258	△ 503	375	61	△ 362	2,672	710	582	△ 1,067			
積 立 金 (K)	3,446														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	18,040	12,499	19,312	5,547	1,288	786	1,160	1,221	860	3,531	4,241	4,824			
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	12,499	19,312	5,547	1,288	786	1,160	1,221	860	3,531	4,241	4,824	3,757			

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画（収支計画）

年 度 区 分	前々年度 （決算）	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度 令和3年度 2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	12,499	19,312	5,547	1,288	786	1,160	1,221	860	3,531	4,241	4,824	3,757
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	92.4%	75.9%	71.1%	64.2%	86.6%	100.1%	112.8%	122.1%	131.0%	124.2%	126.2%	120.6%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	59,484	58,516	57,601	61,242	60,460	59,367	58,439	57,531	61,341	60,235	59,297	58,380
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	59,484	58,516	57,601	61,242	60,460	59,367	58,439	57,531	61,341	60,235	59,297	58,380
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 (T) / (V) × 100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	271,018	245,632	268,440	303,206	317,241	341,115	367,083	397,759	428,797	458,003	488,750	517,992

○他会計繰入金

年 度 区 分	前々年度 （決算）	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度 令和3年度 2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収益的収支分	3,858	2,993	2,363	1,831	1,350	983	854	833	881	946	1,012	1,096
うち基準内繰入金	3,858	2,993	2,363	1,831	1,350	983	854	833	881	946	1,012	1,096
うち基準外繰入金												
資本的収支分	16,716	17,343	17,996	18,817	15,983	11,063	10,016	7,662	7,481	8,397	7,626	8,379
うち基準内繰入金	16,716	17,343	17,996	18,817	15,983	11,063	10,016	7,662	7,481	8,397	7,626	8,379
うち基準外繰入金												
合計	20,574	20,336	20,359	20,648	17,332	12,046	10,870	8,495	8,362	9,343	8,638	9,474

経営比較分析表（平成30年度決算）

長野県 南牧村

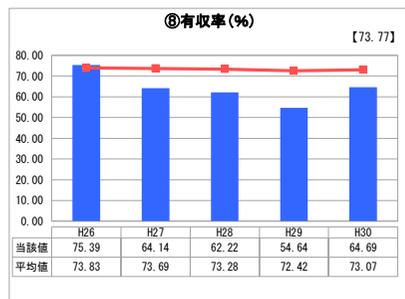
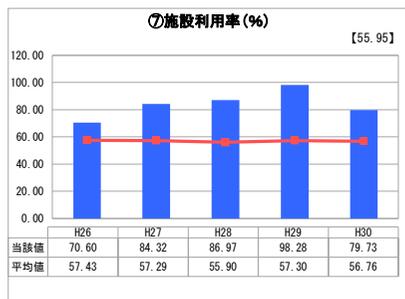
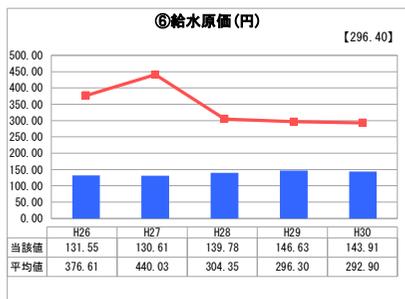
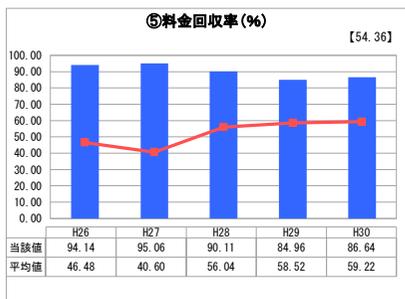
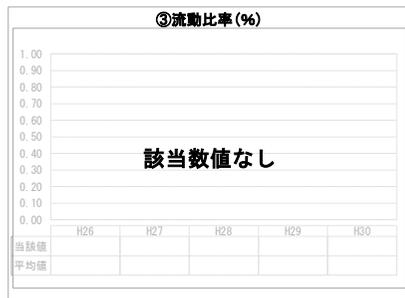
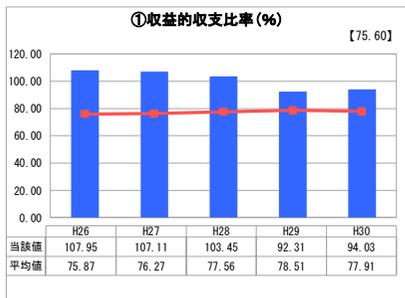
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)	
-	該当数値なし	99.21	2,550	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,125	133.09	23.48
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
3,273	21.63	151.32

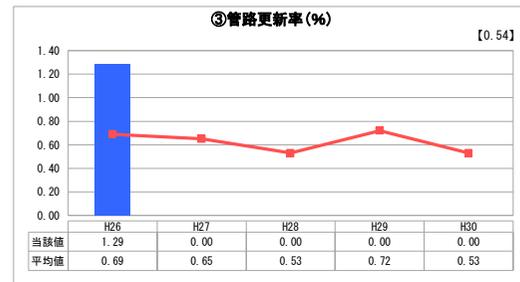
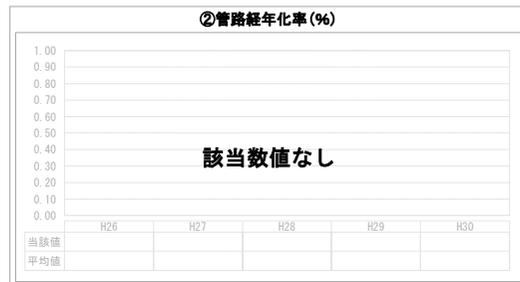
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率が100%を下回っており、健全経営とは言えない。低下の要因としては宿泊客が時期によって大きく変動のある宿泊施設等で使用者によっては料金の支払いで遅くなってしまうことがある。⑧有収率は全国平均等と比べても低く、その要因として水道管の老朽化による漏水が挙げられるが、昨年度漏水調査を行ったことにより、漏水管の修繕により有収率は前年度に比べ僅かだが改善された。しかし、漏水の影響は有収率に留まらず、施設の電気料・塩素購入費等の経費増額をもたらす。今後は収益的収支率を上げるためにも漏水管の修繕をはじめ、健全経営に向かうよう一つずつ改善を進めていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

耐用年数を過ぎてしまっている配水管が多く、漏水の目立つ地区もある。近年管路更新が行っていないことについても漏水調査と並行しながら経過年数が長い管を優先的に更新を行う。

全体総括

配水管だけでなく水道施設全般に老朽化が進んでおり、設備更新や大規模工事を行う必要があると思われる。一方、一般会計からの繰入金があれば漏水等による修繕工事など部分的な工事に留まっている現状がある。今後は、水道収益を鑑みて低コストで管路更新ができる事業を検討していく必要がある。